

独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構中期目標
別紙「沖縄科学技術大学院大学の開学時の姿」

本資料は、機構の運営委員会が大学院大学の制度設計等について示した「新大学院大学の青写真」（平成20年7月31日）を始めとする機構における検討を踏まえ、第2期中期目標の策定に当たって念頭に置いた沖縄科学技術大学院大学の開学時の姿を示したものである。本資料の記載事項については、今後、大学院大学の開学に向けた新たな法律や、大学院大学の設置主体となる新法人の設立委員による検討等により、さらなる具体化が図られる必要がある。

1. 大学院大学の目的・使命・基本理念

(1) 目的・使命

大学院大学は、沖縄において、科学技術に関する国際的な教育研究拠点の形成を図るため、世界最高水準の科学技術に関する教育研究を実施することを目的とする大学である。

大学院大学は、真に国際的で柔軟な教育研究環境を整え、先端的な学際分野における活動を促すことにより、着実に教育研究の成果の蓄積を図り、世界の科学技術の発展に寄与するとともに、沖縄の自立的発展、ひいては我が国経済社会の発展に資するよう努めるものとする。

(2) 基本理念

大学院大学は、上記の目的を達成するため、世界最高水準、柔軟性、国際性、世界的連携、産学連携の5つを基本理念として運営されるものとする。

2. 大学院大学の名称

大学院大学の名称は、「沖縄科学技術大学院大学」（英語名 Okinawa Institute of Science and Technology）とする。なお、英語名については、適切な副称（International Graduate University 等）を併用することも考えられる。

3. 大学院大学の設置主体

大学院大学は、その運営に際して世界の英知の結集を図るとともに、教育研究及び経営の自主性と柔軟性を確保する観点から、私立学校法に基づく学校法人により設置される大学とした上で、当該法人（以下「法人」という。）の管理運営の仕組みについて所要の特例を設ける。

4. 法人の管理運営

(1) 基本的考え方

- ・ 大学院大学の管理運営の在り方については、私立学校法に基づく学校法人制度によることを基本としつつ、世界の英知の結集により法人の運営方針を決定するとともに、米国を始めとする海外の大学における管理運営の在り方も踏まえ、重要事項の決定及び業務執行の監督（ガバナンス）と日常的な業務執行（マネジメント）を区別する考え方に基づくものとする。

(2) 理事会

- ・ 法人の監督機関として、理事会が最高意思決定機関の役割を担い、学長の選任・解任や寄附行為の変更等の重要事項の決定と、その業務執行の監督を行う。理事会の議決を要する事項については、寄附行為等により明確に定める。
- ・ 理事会の構成員である理事については、以下の通りとする。
 - － 大学院大学は、学際分野に重点を置きつつ、世界最高水準の教育研究を行おうとするものである。このため、理事会に世界の英知を結集することにより、科学技術に関する世界の潮流を踏まえた大学運営が行われるよう、功績顕著な内外の科学者を複数含むものとする。
 - － 大学院大学の目的及び基本理念にかんがみ、沖縄の振興に優れた識見を有する者や、企業等の法人経営に識見を有する者等の学識経験者も含むものとする。
 - － 理事会が業務執行に対する監督機能を十分に発揮するため、理事の大半は、法人の業務執行を行わない者（学外理事）とする。
- ・ 理事の選任・解任の方法は、理事会の自主性と自立性を尊重したものとし、寄附行為により定める。新たな理事を選任する際には、理事会はあらかじめ主務大臣との間で意見交換を行うものとする。
- ・ 理事会に議長を置き、学外理事の中から選任する。

(3) 学長

- ・ 学長は、大学経営と教学の両面における業務執行を行う最高経営責任者（CEO）である米国の研究大学の学長に相当する機能を担うものとする。
- ・ 学長は、国際的な学術界の中から、法人の業務を適切かつ効果的に実施できる能力を有する者を選任する。選任・解任は理事会により決定されることとし、その手続きについては、寄附行為等により定める。
- ・ 学長は、私立学校法に基づき、その職務上理事を務めるが、直接の利害関係があるために議決に加わることができない事項を寄附行為等により明確に定める。

(4) 副学長等

- ・ 学長の業務執行を補佐するため、教育研究の実務等を担当する副学長等を置くとともに、将来の自立的経営に向けて、戦略的な財務運営や外部資金の獲得等に必要高度な経営判断を行う副学長等の職を設ける。このうち、将来の自立的経営を実現するためには、戦略的な財務運営や外部資金の獲得のための機能が特に重要であり、担当副学長等は経営幹部として十分な知識・経験が求められる。これらの副学長等は理事会において審議に必要な報告・情報提供を行うものとする。

(5) 評議員会

- ・ 諮問機関として私立学校法に定める評議員会を置く。評議員には、法人の運営に当たって幅広く関係者の意見を聴く観点から、私立学校法に定められる職員等の他、地元関係者（自治体、産業界、大学等）や学識経験者等を含むものとし、その選任の方法は寄附行為において定める。

(6) 監事

- ・ 法人に私立学校法に定める監事を置く。監事は同法に基づき理事長により選任されるが、当該選任には、主務大臣の認可を要するものとする。

5. 法人の経営

開学時には主任研究者50人程度の規模と想定され、経常的経費の大宗が国の補助金により措置されることが見込まれるが、同時に、将来の自立的経営に向け、組織として獲得できる競争的資金を含め、外部資金の充実に戦略的に取り組む。

国により財政支援及び資産の拠出を受けることも踏まえ、法人の業務運営について関係法令に基づき積極的な情報提供を行い、高い透明性を確保し、税金の効率的・効果的な使用について、国民に対する説明責任が果たされるよう努める。

毎会計年度、理事会が決定し主務大臣が認可する事業計画に基づき事業を実施する。事業の実施状況については、自主的に点検・評価を行うとともに、主務大臣に報告するものとする。主務大臣においては、必要に応じ有識者の知見も活用しつつ、実施状況の確認・評価を行う。

6. 国及び地元自治体との連携

大学院大学は、沖縄振興特別措置法及び沖縄振興計画に基づき、沖縄の自立的発展に寄与する観点から整備されるものであることにかんがみ、業務の遂行に当たっては、国及び沖縄県の沖縄振興施策との整合性が図られるよう努めるものとする。このため、国との間で継続的に意見・情報の交換を行う協議会を設ける。また、沖縄県及び地元の関係自治体との連携を図る。

7. 教学に関する事項

(1) 教育研究活動

大学院大学における教育研究活動は、生命科学、物質科学、応用科学を含む学際的で先端的な分野における活動が促進されるものとし、国際的評価の確立に向け、着実に成果の蓄積を図る。

教育課程は博士課程、学位は Ph.D (博士) とする。国際的に卓越した学生を獲得するため、国際的かつ戦略的な学生募集を行うこととし、特定の国・地域等の入学枠は設けない。

(2) 教育研究組織

統合的・学際的な教育研究を奨励するために、複数のコミッティを設置する。教員は一つ或いはそれ以上のコミッティに所属することができる。開学時には主任研究者50人程度の規模と想定されることを踏まえ、1研究科の下に4程度のコミッティ（神経科学、数学・計算科学、分子科学、環境科学のコミッティを含むことが想定される。）を置く。その後のコミッティの構成は、将来の教育研究活動の方向性に応じて検討される。

(3) 国際性

真に国際的な教育研究環境を実現するため、大学院大学における教育研究は英語により行われるものとするとともに、教員及び学生の少なくとも半数は外国人となることを目指す。

(4) 世界的連携

東アジアの中心に位置する沖縄の地理的な優位性を活かし、アジア・太平洋地域、さらには世界に開かれた中核的な教育研究機関となることを目指す。内外の大学や研究所等との間の交流協定の締結等を通じて、学生や教職員の交流、共同研究、単位互換等を積極的に行う。

8. 事務組織

世界最高水準の教育研究の実現を図るため、世界基準に適合した柔軟で効率的な事務組織を形成する。特に教学面では、教育研究活動の支援、教務の管理、留学生支援等の機能、経営面では、戦略的な財務運営、外部資金の獲得、国や地域社会との連携のための渉外等の機能が必要となる。

さらに、国際的連携、産学連携、知的財産の保護活用等については、学長のリーダーシップの下、戦略的で全学的な対応が可能となるよう、教員及び担当職員等で構成される適切な体制を整備し、高い専門能力を有する専任職員の養成と確保に努める。また、産学連携等の効果的な推進のために、企業等との間の窓口を一本化し、連携関係の構築に必要な手続き等についてワンストップサービスの実現に努める。